



不二家グループ 人権方針

1. 人権尊重へのコミットメント

私たち不二家は、「愛と誠心と感謝をこめて お客様に愛される不二家になります」という社是のもと、創業以来、お客様の人生に寄り添い、お菓子が作り出す人と人との「絆」や生活の「彩り」を創造してまいりました。変化が激しい社会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを念頭に、「愛」「誠心」「感謝」をこめて企業活動を行います。

これからもバリューチェーンを含む、不二家とかかわるすべてのお客様・従業員のこころと人生を豊かにし、持続可能な未来の実現に貢献するため、私たちは「サステナビリティ方針」を支える4つの柱の1つに「人権の尊重」を掲げ、人権尊重の取り組みをより一層推進してまいります。

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権尊重の取り組みを推進します。その他、国連「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」並びに「市民的及び政治的権利に関する国際規約」）をはじめとする国際規範を支持し、不二家の人権に関する重要課題を特定し、これらの課題について真摯に取り組みます。

また、私たちは事業を行う各国の法令やルールを遵守します。それらが国際的な人権規範と一致しない場合は、当該国の法令を遵守することを前提に、国際的な人権規範を最大限尊重できるよう努めます。

2. 方針の適用範囲

不二家グループ（株式会社不二家及び連結子会社）のすべての役員・従業員に適用します。また、不二家グループのバリューチェーンにおけるすべてのステークホルダーに対しても、本方針をご理解の上、ともに人権の尊重に努めていただくことを期待するとともに、私たちとしてもそのように働きかけ、責任あるバリューチェーンの構築に努めます。

3. 不二家が認識する人権に関する重要課題

私たちは、上記の国際規範等に基づき、人権に関する重要課題を以下のように設定し、適切に対応してまいります。なお、重要課題については適宜見直し、時代のニーズや事業内容に沿ったものとします。

(1) 差別の排除

人種、国籍、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、宗教、出自、財産、その他の地位などの属性による一切の差別を行いません。

(2) ハラスメントの排除

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他のハラスメント等の個人の尊厳を傷つける言動を行いません。

(3) 児童労働・強制労働の禁止

児童労働、強制労働、奴隷労働及び人身取引を一切許さず、自らも行いません。

(4) 労働基本権の尊重

結社の自由並びに労働者の団結権及び団体交渉権をはじめとする労働基本権を尊重します。

(5) 適切な賃金支払い及び労働時間の管理

従業員に対する賃金支払いや労働時間の管理を適切に行います。

(6) 安全な職場環境の確保と健康増進の支援

従業員にとって安全かつ衛生的で快適な職場環境を確保し、すべての従業員の健康増進に向けた取り組みを行います。

(7) 外国人労働者の権利

外国人労働者の適正な労働条件や安全衛生を確保するとともに、それぞれが有する能力を十分に発揮できるような職場環境の確保とコミュニケーションに努めます。

(8) 社会・環境への責任

事業活動が環境や地域住民の人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、地域住民の人権の尊重に対する責任を果たします。

(9) 個人情報の適正な取扱い

個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努めます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、本方針を実践し、人権を尊重する責任を果たすため、人権デュー・ディリジェンスの仕組み（①人権への負の影響の特定及び評価、②調査結果に応じた適切な措置の実施、③対応が適切に実施されているかの追跡調査、④対処方法に関する情報発信）を構築し、この一連のプロセスを継続的に繰り返すことにより、人権デュー・ディリジェンスに取り組んでいきます。

5. 教育・周知・啓発

本方針が事業活動を通して効果的に実行されるよう、役員・従業員への適切な教育・研修を行うとともに、不二家のバリューチェーンにおけるすべてのステークホルダーに対しても周知・啓発を行います。

6. 苦情処理体制及び救済

私たちは、内部通報制度の運用や寄せられた苦情への対処等により、人権侵害の予防、早期発見及び再発防止に取り組めます。また、適切な手続きを通じて必要な救済措置を講じます。

7. 対話・協議・情報開示

私たちは、本方針の取り組みにおいて、ステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。また、取り組みの進捗状況及び結果を、継続的に開示します。

8. 責任者

本人権方針の実現及びそれに向けた取り組みに関する監督責任は、株式会社不二家の代表取締役社長が担います。

制定 2023年12月